特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	国民年金に関する事務重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和7年8月21日

［令和6年10月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2） 変更箇所

Ⅰ　基本情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の内容	国民年金は、日本国憲法第25条第2項（国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。）に規定する理念に基づき、全ての国民を対象に、老齢、障害又は死亡による所得の喪失又は減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする公的年金制度であり、この目的を達成するために、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものである（国民年金法第1条、第2条）。 年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額と一定の所得との合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金の受給者、所得の額が一定の基準以下の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に給付金を支給することにより、これらの者の生活の支援を図るものである（年金生活者支援給付金の支給に関する法律第1条）。 事務の責任者は厚生労働大臣であるが、実際の運営事務の多くは、日本年金機構が受託している。 市町村に対しては、以下の事務を行うものとされている（国民年金法第12条第1項及び4項、国民年金法施行令第1条の2、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条～第40条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条～17条）。 ・資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理 ・同届出の厚生労働大臣への報告 ・任意脱退の承認申請の受理 ・任意加入被保険者の資格取得の申出・資格喪失の申出の受理・事実の審査 ・第1号被保険者期間のみを有する者の裁定請求の受理・事実の審査 ・障害基礎年金の額の改定の請求の受理 ・申請免除等の申請の受理・事実の審査 ・付加保険料納付の申出の受理・事実の審査 ・年金生活者支援給付金請求書の受理・事実の審査 協力・連携事務 ・基礎年金番号通知書の再交付の申請の受理 ※受理した情報は、日本年金機構へ進達している。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、上記に挙げた市町村の事務において取り扱う情報に対し、日本年金機構の指定により情報の提供を行うために使用する（具体的な事務の流れは別添1参照）。
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1,000人未満　2）1,000人以上1万人未満 3）1万人以上10万人未満　4）10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民年金システム
②システムの機能	1　資格異動 　住民からの届出により、資格の取得、転入による登録、種別の変更及び死亡又はその他による資格の喪失を行い、日本年金機構へ被保険者異動報告書を送付する。 　他市町村からの通知により、転出の異動を行う。 　日本年金機構からの通知により、資格の異動、訂正等の登録を行う。 2　免除管理 　住民からの申請により、免除・納付猶予申請書、学生納付特例申請書、産前産後免除申請書、免除理由該当届及び免除理由消滅届を受理し、日本年金機構へ進達を行う。 　日本年金機構からの通知により、申請免除及び法定免除の登録を行う。 3　付加登録 　住民からの申請により、付加保険料納付申出及び付加保険料納付辞退申出を受理し、日本年金機構へ進達を行う。 　日本年金機構からの通知により、付加申請の登録を行う。 4　給付登録 　住民からの申請により、年金請求書及び年金生活者支援給付金請求書を受理し、日本年金機構へ進達を行う。 　日本年金機構からの通知により、給付の登録を行う。 5　日本年金機構からの照会（所得・控除情報等）に対する回答処理 　国民年金未納対策、免除等継続審査及び年金生活者支援給付金支給のための所得照会に対する回答を送付する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [　] その他　（　）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1　氏名・住所管理機能 　課税対象者及び賦課対象者等の個人住民税事務で必要となる氏名、住所等の住民情報を管理する。 個人番号：対象者を正確に特定するために保有（参照）する その他識別情報（内部番号）：当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号（以下「宛名番号」という。）を保有する。 基本4情報：届出書、申請書の確認及び日本年金機構への進達事務を行うために保有する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、介護保険システム、個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、障害者福祉システム、児童福祉システム、児童手当システム、生活保護システム、子ども・子育て支援システム、乳幼児医療助成システム、老齢者福祉システム、学齢簿・就学援助システム）

システム3	
①システムの名称	社会保険オンラインシステム可搬型窓口装置
②システムの機能	日本年金機構の保有する年金記録の検索・参照・出力（紙）を行う。 社会保険オンラインシステム可搬型窓口装置は、日本年金機構が運用するシステムであり、本市の他のシステムとは接続していない。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　）
②システムの機能	被保険者より受領した届出書、申請書の情報を日本年金機構へ進達するために管理する。 日本年金機構から送付された各種届出及び申請書の審査結果を国民年金システムに反映するために利用する。
③他のシステムとの接続	[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム
②システムの機能 ③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　）
システム6～10	
システム6 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続 ③他のシステムとの接続	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託 [　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] その他　（　）
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)基幹系情報システム(国民年金)【被保険者台帳情報ファイル】 (2)宛名管理ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の46の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	ー
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)基幹系情報システム(国民年金)【被保険者台帳情報ファイル】		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		国民年金法第7条に該当する被保険者、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第2条に該当する老齢基礎年金受給権者、同法第15条に該当する障害基礎年金受給権者及び同法第20条に該当する遺族基礎年金受給権者
	その必要性	国民年金法第12条、国民年金法施行令第1条の2及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第15条に基づき、市町村及び市町村経由の事務手続において個人番号の利用が見込まれるため。
④記録される項目		[　50項目以上100項目未満　] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)　[○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　(　　)
	その妥当性	個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する その他識別情報(内部番号):当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(以下「宛名番号」という。)を保有する。 基本4情報:届出書、申請書の確認及び日本年金機構への進達事務を行うために保有する。 連絡先(電話番号):届出書、申請書の確認及び日本年金機構への進達事務を行うために保有する。 その他住民票関係情報:届出書、申請書の確認及び日本年金機構への進達事務を行うために保有する。 地方税関係情報:保険料免除、学生納付特例及び納付特例の申請において、日本年金機構への進達事務を行うために被保険者の申出により所得情報を保有する。 地方税関係情報:年金生活者支援給付金支給業務において、日本年金機構へ所得情報提供を行うため、所得情報を保有する。 年金関係情報:国民年金被保険者の年金資格等を管理するために保有する。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月5日
⑥事務担当部署		市民福祉部国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） [ ] 民間事業者 （ ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] その他 （ ）
③使用目的 ※		被保険者より受領した届出書、申請書の情報を日本年金機構へ進達するために管理する。 日本年金機構から送付された各種届出及び申請書の審査結果を国民年金システムに反映するために利用する。
④使用の主体	使用部署	市民福祉部国保年金課
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		・各種異動届、申請書に記載された個人番号の真正性確認に使用する。 ・受理した異動情報、申請情報について日本年金機構に進達するため。 ・日本年金機構から送付された各種異動届、申請書の審査結果を国民年金システムに反映させるために使用する。
	情報の突合	-
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] (1) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		国民年金システムの運用保守委託	
①委託内容		国民年金システムの運用保守委託	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告及び再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。	
	⑥再委託事項	国民年金システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等。	
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 28,000 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	日本年金機構（年金事務所）
①法令上の根拠	国民年金法第12条第１項及び第４項 国民年金法第３条第３項及び国民年金法施行令第１条の２各号 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条及び同施行令第15条第１項各号 番号法第9条第1項別表の46の項
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出及び年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	被保険者及び年金生活者支援給付金支給対象者の異動情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出及び年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた本人の範囲
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [○] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	国民年金の被保険者の異動が発生した都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	

移転先2～5
移転先6～10

移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	・当市では課税対象者情報ファイルを磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可（処理権限の付与)及び監査（ログ運用）を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。
7. 備考	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

宛名番号、個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、基礎年金番号、世帯番号、住民種別コード、住民状態コード、資格得喪区分、資格種別区分、取得理由区分、資格取得年月日、喪失理由区分、資格喪失年月日、付加種別区分、申出年月日、辞退年月日、付加辞退理由区分、免除理由区分、免除状態区分、開始年月、終了年月、該当年月日、消滅年月日、給付種別区分、受付年月日、決定年月日、支給開始年月、年金生活者支援給付金受付年月日、相談業務区分、相談内容区分、相談年月日、相談職員名、他公年区分1、他公年番号1、他公年入力年月日1、他公年区分2、他公年番号2、他公年入力年月日2、不在区分、不在年月日、基礎年金番号通知書交付区分、通知書再交付年月日、通知書再交付理由区分、被控除後所得額、配控除後所得額、世控除後所得額、処理年月日、更新者職員番号、電話番号、単胎多胎区分、出産(予定)年月日、受付年月日、決定年月日、開始月、終了月

Ⅲ　リスク対策　※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)被保険者台帳情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・届出書の受理に際しては本人確認書類等の確認を実施し、異動前後の状況を国民年金システムで確認し、確認対象者以外の情報を入手しないよう、事務マニュアルを作成し、遵守している。 ・システム利用ユーザー(職員)を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 ・その他、特定個人情報の取扱いに関しては、厚木市社会保障・税番号制度を適正に運用するための指針に基づき適正に取り扱う。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・業務所管課において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・システム利用ユーザー(職員)を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1:　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2:　権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[　行っている　]　＜選択肢＞ 1) 行っている　2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
規定の内容	・委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと。 ・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること。 ・特定個人情報を第三者に提供することが認められないこと。 ・利用するユーザIDを第三者に提供しないこと。 ・必要に応じて、委託先の視察、監査を行うことができること。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ] ＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない（入手）	[○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	<ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じ	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・当市では被保険者台帳情報ファイルを磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)及び監査(ログ運用)を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　特に力を入れて行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	・情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。従事前の研修を義務付けるとともに、定期的に文書で、個人情報の保護、管理について、従事者に意識付けを実施している。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。

10. その他のリスク対策
＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(2)宛名管理ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		国民年金法第7条に該当する被保険者及び世帯員 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第2条に該当する老齢基礎年金受給権者及び世帯員 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第15条に該当する障害基礎年金受給権者 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第20条に該当する遺族基礎年金受給権者
	その必要性	資格適用、保険料免除等申請、裁定請求書審査などの国民年金に関する事務及び年金生活者支援給付金の支給に関する事務を行うため住所、氏名、世帯構成などを把握する必要があるため。
④記録される項目		[　10項目以上50項目未満　] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)　[○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　(　　)
	その妥当性	個人番号:年金事務を取り扱うに当たり、個人を正確に特定し、公平・公正に事務を実施するために保有する。 その他識別番号(内部番号):市の内部システムとの連携のため、市が運用している基幹系システム(住民基本台帳システム)の宛名番号を保有する。 基本4情報:住民状態等を把握するために保有する。 その他住民票関係情報:年金加入者と世帯員との関係を把握するために保有する。 年金関係情報:資格の取得状況等を把握し、相談業務等に対応するため保有する。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月5日
⑥事務担当部署		市民福祉部国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） [ ] 民間事業者 （ ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] その他 （ ）
③使用目的 ※		国民年金に係る資格適用、保険料免除等申請、裁定請求書審査及び年金生活者支援給付金支給に関する事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	市民福祉部国保年金課
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		・本人確認のために個人番号を使用する。 ・裁定請求及び年金生活者支援給付金請求書を受付し、日本年金機構に送付する。 ・被保険者の異動に関する情報を日本年金機構に送付する。 ・日本年金機構より国民年金処理結果一覧表を受け取り、内容を確認する。
	情報の突合	届書・申請書等に記載された個人番号と、対象者の個人番号を突合し、個人番号の真正性を確認する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] (1) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		国民年金システムの運用保守委託	
①委託内容		国民年金システムの運用保守委託	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告及び再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。	
	⑥再委託事項	国民年金システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等。	
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[　] 提供を行っている　（　　）件　[　] 移転を行っている　（　　）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	

移転先2～5
移転先6～10

移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	・当市では課税対象者情報ファイルを磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可（処理権限の付与)及び監査（ログ運用）を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。
7. 備考	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

宛名番号、個人法人区分、照会キー、履歴番号、住民種別CD、住記外国人住民状態CD、住民状態CD、世帯番号、世帯主氏名、世帯主氏名カナ、住記外国人続柄CD、続柄CD、混合世帯番号、混合世帯続柄CD、住所_住所区分、住所_自治省CD、住所_全国大字CD、住所_区CD、住所_大字CD、住所_番地CD、住所_枝CD、住所_方書CD、住所_住所名、住所_方書名、住所_郵便番号、住所_行政区、氏名法人名称、支店名称、部署名称、氏名法人名称カナ、支店名称カナ、部署名称カナ、外国人漢字氏名、外国人漢字氏名カナ、AL氏名、AL氏名カナ、旧氏名、旧氏名カナ、通称名、通称名カナ、併記名、法人区分、法人格挿入位置区分、本支店区分、代表法人番号、法人整理番号、法人設立年月日、法人設立届出年月日、法人廃止年月日、法人廃止届出年月日、特徴事業所該当区分、特徴指定番号、代表特徴法人番号、特徴納期特例区分、特徴徴収区分、特徴納入書区分、指定事業者CD、生年月日、性別CD、住民年月日、住民届出年月日、住民事由CD、住定年月日、住定届出年月日、住定異動事由CD、住定処理区分、市外前住所_住所区分、市外前住所_自治省CD、市外前住所_全国大字CD、市外前住所_大字CD、市外前住所_番地CD、市外前住所_枝CD、市外前住所_方書CD、市外前住所_住所名、市外前住所_方書名、市外前住所_郵便番号、前住所_住所区分、前住所_自治省CD、前住所_全国大字CD、前住所_区CD、前住所_大字CD、前住所_番地CD、前住所_枝CD、前住所_方書CD、前住所_住所名、前住所_方書名、前住所_郵便番号、前住所_行政区CD、本籍_自治省CD、本籍_全国大字CD、籍_大字CD、本籍_番地CD、本籍_枝CD、本籍_住所名、本籍_郵便番号、筆頭者、住なく年月日、日頃フラグ、住なく届出年月日、住なく事由CD、転出先住所_住所区分、転出先住所_自治省CD、転出先住所_全国大字CD、転出先住所_番地CD、転出先住所_枝CD、転出先住所_住所名、転出先住所_方書名、転出先住所_郵便番号、転出先住所_行政区CD、転出予定年月日、転確年月日、世帯区分、国籍CD、上陸年月日、外国人住民年月日、第30条45規定区分、在留資格CD、在留期間_自、在留期間_至、在留期間、在留期間等年、在留期間等月、在留CD等番号、在留CD等番号区分、交付年月日、有効期間等、住民票CD、住民票作成年月日、住民票作成事由CD、外国人登録番号、連絡先電話番号、更新区分、異動事由CD、登録年月日、異動年月日、届出年月日、業務処理年月日、発行停止区分、宛名区分、個人事業所該当区分、住登外世帯番号区分、論理削除区分、論理削除年月日、氏名半角区分、未作成外字フラグ、最初登録業務CD、印鑑履歴番号、印鑑登録有無区分、印鑑登録番号、登録番号発生連番、印鑑登録年月日、印鑑廃止年月日、印鑑登録事由CD、印鑑廃止事由CD、介護履歴番号、介護被保険者番号、介護資格区分、介護取得年月日、介護喪失年月日、介護新規認定開始日、介護認定期間満了日、国保履歴番号、国保番号、国保資格得喪区分、国保資格区分、国保取得異動年月日、国保取得異動事由CD、国保喪失異動年月日、保喪失異動事由CD、国保退職該非区分、国保退職区分、国保退職扶養関係番号、国保退職該当年月日、国保退職該当事由CD、国保退職非該当年月日、国保退職非該当事由CD、国保退職本人個人番号、国保学遠区分、国保学遠解除予定日、国保資格証明発行区分、国保続柄CD、児童履歴番号、児童資格区分、児童開始年月、児童終了年月、就学情報、選挙情報、年金番号、年金種別CD、年金取得年月日、年金喪失年月日、年金変更年月日、年金得喪区分、金受給区分1、年金受給者番号1、年金受給区分2、年金受給者番号2、年金受給区分3、年金受給者番号3、後期履歴番号、後期被保険者番号、後期取得事由、後期取得年月日、後期喪失事由、後期喪失年月日、後期保険者番号開始日、後期保険者番号終了日、DV支援情報、共有代表者宛名番号、共有分割CD、共有構成員不詳区分、共有外人数、共有備考、名寄先宛名番号、名寄せ備考、取得先宛名番号、処理年月日、処理時刻、更新者職員番号、制度個人番号、団体内統合宛名番号、法人番号

Ⅲ　リスク対策　※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)宛名管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・届出書の受理に際しては本人確認書類等の確認を実施し、異動前後の状況を国民年金システムで確認し、確認対象者以外の情報を入手しないよう、事務マニュアルを作成し、遵守している。 ・システム利用ユーザー(職員)を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 ・その他、特定個人情報の取扱いに関しては、厚木市社会保障・税番号制度を適正に運用するための指針に基づき適正に取り扱う。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・業務所管課において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・システム利用ユーザー(職員)を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1:　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2:　権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[　行っている　]　＜選択肢＞ 1) 行っている　2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
規定の内容	・委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと。 ・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること。 ・特定個人情報を第三者に提供することが認められないこと。 ・利用するユーザIDを第三者に提供しないこと。 ・必要に応じて、委託先の視察、監査を行うことができること。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ] ＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない（入手） [○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	<ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じ	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・当市では被保険者台帳情報ファイルを磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)及び監査(ログ運用)を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　特に力を入れて行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	・情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。従事前の研修を義務付けるとともに、定期的に文書で、個人情報の保護、管理について、従事者に意識付けを実施している。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。

10. その他のリスク対策
＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	厚木市　総務部行政総務課情報公開・法制係 243-8511　神奈川県厚木市中町3-17-17 問合せ先電話番号　046-225-2287
②請求方法	厚木市個人情報保護条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	―
④個人情報ファイル簿への不記載等	―
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	厚木市　市民福祉部国保年金課国民年金係 243-8511　神奈川県厚木市中町3-17-17 問合せ先電話番号　046-225-2121
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年2月18日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	